

石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）構築業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会

1 目的

この実施要領は、石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）構築業務委託受託者を公募型プロポーザル（提案）方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の内容

(1) 業務名

石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）構築業務

(2) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、プラットフォーム構築期限は令和7年10月31日（金）までとする。

※公開・運用開始は別途協議

(4) 委託費用

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(5) 成果物と納期

成果物については、別添「業務委託仕様書」の記載のとおり

納期：令和7年10月31日（金）

3 スケジュール（予定）

No.	実施内容	日程	備考
1	公募開始	令和7年5月27日（火）	実行委員会HPに掲載
2	質問票提出期限	令和7年5月29日（木）	電子メールで提出
3	参加申込書及び企画提案書提出期限	令和7年6月5日（木）	持参又は郵送で必着
4	審査会	令和7年6月9日（月）	
5	選定結果の公表、通知	令和7年6月10日（火）以降	1週間程度で郵送にて通知

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (3) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積もり合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (5) 石川県に納税義務を有するものにあつては、本県の県税全般について、未納がない者であること。

5 プロポーザル参加に係る各種手続き及び書類の提出先

(1) 手続きが必要な事項

- ① 当実施要領及び仕様書に関する質問票の提出
 - ・ 質問票の提出はメールのみとする。
- ② プロポーザルへの参加申込及び企画提案書の提出
 - ・ 持参又は郵送とする。

(2) 提出先（事務局）

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県企画振興部地域振興課内）
住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎8階）
電子メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp
電話番号：076-225-1312

なお、手続き書類を持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

なお、企画提案書の審査に係る質問は受け付けないので留意すること。

(1) 質問票提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

【様式1】質問票を電子メールにて、件名を「【会社名】関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）構築業務に係る質問」として提出し、送付後、必ず電話により着信確認を行うこと。

(3) 質問への回答方法

質問のあった電子メールに返信する。なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められた場合は、実行委員会HPにて周知する。

7 参加申込書及び企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書及び企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時

(2) 提出書類及び部数

No.	提出書類	形式	部数	様式
1	審査参加申込書	A 4	1部	様式2
2	企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書（内訳含む）	A 4	10部 （正本1部、 副本9部）	様式任意
3	「石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）要件一覧」に必要事項を記入したもの	A 3	10部 （正本1部、 副本9部）	様式4 （エクセル）
4	参考資料 ・組織概要 ・過去の実績	A 4	10部 （正本1部、 副本9部）	様式任意
5	誓約書	A 4	1部	様式3

(3) 企画提案書の補足

企画提案書は正本1部（企業名記載・押印）に加えて、企業名を除いた副本を9部提出すること。副本の①から④には企画提案者の企業名は記載しないこと。

① 企画提案書＜10部＞

ア A 4判横向き、上綴じ、片面印刷、表紙・目次を除いて50頁以内

イ 表紙に「石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）構築業務企画提案書」と記載する。

ウ 仕様書に沿って作成すること。

エ パンフレット等参考資料がある場合は、それらも10部提出すること。

② 企画提案書概要＜10部＞

A 4版、横書き、様式不問、片面印刷1ページ

③ 本業務全体の実施スケジュール等＜10部＞

「業務実施体制」には委託業務を実施するにあたり、総括責任者、担当者の氏名、資格、主な業務経験等を記載すること。

④ 見積書（様式任意）＜10部＞

本件に要する一切の経費を含んだ総額を見積もることとし、業務区分ごとの数量、単価、金額等を明らかにした積算根拠がわかる内訳書を添付すること。

また、構築費用に加えて、今後の運用・保守に係る費用についても評価の対象とするので、構築から令和8年3月31日までの運用・保守費用を別途見積もって、積算根拠がわかる内訳書を添付すること。

さらに、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの運用・保守費用も別途見積もって、積算根拠がわかる内訳書を添付すること。

⑤ ハードウェア及びソフトウェア一覧表＜10部＞

企画提案に含まれるハードウェア及びソフトウェアを明記すること。

(4) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書は1案とする。
- ② 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ③ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ④ 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- ⑤ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
- ⑥ 企画提案書の記載内容に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

8 審査会の実施

実施日 令和7年6月9日（月）午後

- ・ 審査は、原則、参加申込書が提出された順番で実施する。
- ・ 1社あたり時間は20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）とする。
- ・ 審査会の出席者は、1社あたり3名までとする。
- ・ オンラインにて行うものとする。

- (1) 審査は、提出された企画提案書を、別紙「石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称）構築業務委託評価基準」に基づき行うものとし、評価の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の相手方として選定する。なお、同点の場合は、選定委員にて協議の上、決定する。
- (2) 参加者が1者の場合、参加者の評点の合計が満点の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ② 他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
 - ③ 実施要領又は業務委託仕様書に適合しない書類を作成すること。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 選定結果の通知

選定結果は、参加者により文書により通知する。なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

10 契約の締結

- (1) 実行委員会は、審査委員が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、本実施要領4に記載する規定のいずれかに該当することとなった場合等においては、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 上記9において優先交渉権者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結させることができる。

- (3) 契約成立後、業務を進める中で、契約書の内容の一部を変更する必要がある場合は、契約者との合意の上、変更することができる。

1 1 契約の解除

契約後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合
- (5) 本実施要領4に記載する規定のいずれかに該当することとなった場合

1 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

1 3 その他

- (1) 企画提案書当の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
また、県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、本県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、委託者の支持に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

別紙

石川県関係人口マッチングプラットフォーム（仮称） 構築業務委託評価基準

1 業務受託候補者決定方法

審査委員会において、本評価基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を業務受託候補者とする。

(1) 企画提案書の採点

採点は、各審査委員が参加者から提出された企画提案書の内容について、採点表の評価項目ごとに、定めた評価の視点に基づき、絶対評価で行う。

なお、採点については、次のとおり5段階評価とする。

優秀
良い
普通
やや劣る
劣る

(2) 選定方法

ア 採点の結果、審査委員全員の評価の合計が最も高い提案者を選定する。

イ 上記アの採点の最も高い者が複数であった場合は、選定委員にて協議の上、決定する。

ウ 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、最優秀提案者とする。

審査項目及び評価の視点	
1 事業者に関する項目	
導入概要	・本業務導入の目的や方針を正しく理解し、合理的な提案ができていますか。
業務実績	・業務遂行のために必要な専門知識を有しているか。過去に類似の業務で他自治体等において十分な実績をあげているか。
業務の実施体制・スケジュール	・本業務を遂行できる実施体制、計画的なスケジュールとなっているか。
2 企画提案書等に関する項目	
システム概要及び特徴、デザイン	・提示機能が実装されているか。 ・利用者が使いやすいサイトか。 ・良いデザインとなっているか。
セキュリティ対策	・障害対策、データ保護の考えは明確で、情報漏えいを防止するための対策が講じられているか。
保守体制・サポート体制	・機器等の使用に当たっての疑義や機器の故障等が生じた場合のサポート体制が充実しているか。 ・その他、各段階でサポート体制が充実しているか。
独自提案	・独自提案の内容は魅力的か。 ・仕様書記載以外の拡張性など、将来的な発展性を見込んだ提案がなされているか。
3 価格等に関する項目	
見積価格（構築に係る費用）	・内容に見合った適切な見積であるか。
見積価格（運用・保守に係る費用）	・内容に見合った適切な見積であるか。